

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
変更計画作成年度	令和 5 年度
計 画 主 体	山 元 町

山元町鳥獣被害防止計画

【連絡先】

担 当 部 署 名	山元町農林水産課 政策推進班
所 在 地	宮城県亶理郡山元町浅生原字作田山 3 2 番地
電 話 番 号	0223-37-1119
F A X 番 号	0223-37-4144
メールアドレス	nousui.s@town.miyagi-yamamoto.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	イノシシ・カルガモ・カラス（ハシブトガラス、ハシボソガラス）・キジバト・ドバト・ムクドリ・カワウ・ニホンザル・ネズミ類・アライグマ・タヌキ・ハクビシン
計 画 期 間	令和5年度～令和7年度
対 象 地 域	宮城県亘理郡山元町全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和３年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被 害 数 値	
		被 害 面 積	被 害 額
イノシシ	いも類・水稻・豆類・野菜等	53a	551千円
カルガモ・カラス・キジバト・ドバト・ムクドリ・カワウ	—	—	—
ニホンザル	—	—	—
ネズミ類	—	—	—
アライグマ・タヌキ・ハクビシン	—	1a	8千円

（２）被害の傾向

本町では、主に国道６号以西の山間地域での獣害が大半を占めていたが、近年、東日本大震災による津波の被害を受けた地域においても、獣害被害があり、町内全域で被害が発生している。

イノシシ	本町の中心を南北に縦断する国道６号を境に、西部山間部においてイノシシによる農作物への被害が拡大している。近年では国道６号以东の海岸付近まで被害が広がり、農家の生産意欲の低下につながっている。特に収穫を間近に控えた水稻やカボチャ、トウモロコシ等の野菜類への被害が年間を通じて発生している。 農作物被害に対して対策する農家としない農家がいるため、獣害被害が減らないことが考えられることから、防護柵等の実施を推進する。
カルガモ・カラス・キジバト・ドバト・ムクドリ・カワウ	水稻をはじめ、農作物への被害が見受けられ、年間を通じて苦情が寄せられており、特に近年は、被災地域の圃場整備地内でカラスによる畑作物への被害が発生している。また、国道６号以西の地域では果樹園地においてムクドリの被害が、水域ではカワウの被害が懸念される。
ニホンザル	町民からの目撃情報により、生息地域や生息数について把握した結果、西部山間部の農家で多く目撃情報があり、特に野菜類、リンゴ等の食害被害が懸念される。
ネズミ類	被災地域の圃場整備地内におけるネズミによる食害被害（サツマイモ等）が懸念される。

アライグマ・タヌキ ・ハクビシン	果樹作物類、野菜類をはじめ、町内全域の広範囲において被害が見受けられ、年間を通じて苦情が寄せられている。
---------------------	--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	被害面積	被害額	被害面積	被害額
イノシシ	53a	551千円	48a	496千円
カルガモ・カラス・ キジバト・ドバト・ ムクドリ・カワウ	—	—	—	—
ニホンザル	—	—	—	—
ネズミ類	—	—	—	—
アライグマ・タヌキ ・ハクビシン	1a	8千円	0.9a	7千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する 取組	山元町鳥獣被害対策実施隊による罠捕獲や予察捕獲を実施している。	イノシシについては、個体数調整及び有害駆除で平成24年から平均62頭ほど捕獲しているが、例年、春先から農作物被害の苦情が寄せられる。
	【イノシシ捕獲対策奨励事業】 狩猟期間において、イノシシを捕獲した狩猟者に対し、1頭あたり1万円の奨励金を交付している。	カルガモ類については、毎年春秋の2回、予察捕獲を実施しているが、播種、定植、収穫時期にかけて農作物被害が見受けられる。
	【ニホンザルの追い払い・駆除対策】 緊急出動体制の整備と、行政区長を経由して、被害農家自身による追い払い用の花火による追い払いを実施している。 また、令和元年度では、住民からの苦情があり有害捕獲を実施している。	ニホンザルについては、国道6号以西の東街道沿いを中心に栽培されているリンゴや野菜について、被害が発生している。現時点において大規模な被害は確認されていないが、初期段階での対応に努め、ニホンザルの定住を防ぐ必要がある。
	【ネズミ類の駆除対策】 山元町宮城米生産改善協議会において、みやぎ亙理農業協同組合を通じて農業者に野鼠駆除剤を配布している。	ネズミについては、単位ほ場あたりの野鼠駆除剤の配布量が少なく、また、専門的な知識を保有している者がいないため、被害の把握も困難である。
	【アライグマ・タヌキ・ハクビシン】 アライグマについては、平成30年度より、特定外来生物防除計画に基づく捕獲を実施している。 タヌキ・ハクビシンについては、平成28年度から、有害鳥獣捕獲により捕獲活動を実施している。	アライグマについては、被害状況がハクビシンやタヌキに類似しているため、アライグマに関する情報の周知を徹底し、住民からの正確な情報収集を得て、生息状況を把握する必要がある。
防護柵の設置等 に関する取組	【個々の農家における対策】 有害鳥獣による農作物被害防止のため	【地域一体の取組み】 個々の農家による被害防止の対策により、

	め、農家個々において、電気柵や金網、トタン等による防御対策を講じてきた。 【有害鳥獣対策補助制度の創設】 有害鳥獣による農作物への被害軽減を図るため、農家自らが設置した電気柵や金網等の被害防止対策に要する費用の1/2を補助している。	一定の成果は認められるものの、より一層の効果を上げるため、地域が一体となり電気柵の設置等の協力体制の整備が必要である。 【農地の維持管理】 電気柵等の防護柵の効果を高めるため、防護柵周囲の草刈りや農地の適正な管理に努める必要がある。
--	---	---

(5) 今後の取組方針

対 象 鳥 獣	取 組 方 針
イノシシ	【積極的な捕獲の実施】 平成28年度に山元町鳥獣被害対策実施隊を設置して以降、隊員の協力を得て捕獲活動を実施している。令和5年度以降も引き続き捕獲活動を実施する。 狩猟期間においては、町捕獲対策奨励事業を積極的に推進し、狩猟者の最大限の協力を得て、効率的・効果的な捕獲を実施する。 【個々の農家における被害防止対策の実施】 農家に対し、有害鳥獣対策補助制度を広く周知し、同事業の活用を図ることで、農家個々の被害防止対策に寄与する。 【研修会や講習会の開催】 農家における自己防衛対策の研修会や、狩猟者の技術向上のための研修会を開催し、イノシシによる農作物への被害防止の軽減と捕獲圧を高める。
カルガモ・カラス・キジバト・ドバト・ムクドリ・カワウ	イノシシと同様に、実施隊が主となって鳥害が多くなる時期を判断し、積極的に捕獲活動を実施する。
ニホンザル	令和元年度以降、イノシシと同様に実施隊が主となり、捕獲活動を実施しており、被害拡大の可能性があることから、令和5年度以降も引き続き捕獲活動及び追い払い用の花火による威嚇等を実施する。
ネズミ類	殺鼠剤及び忌避剤を散布する農地及び反当の薬剤散布量を増やすことや、個々における被害対策、或いは専門家による講習等を開催して、被害農家への対策指導等を行う。
アライグマ・タヌキ・ハクビシン	アライグマについては、平成30年度以降、特定外来生物法に基づくアライグマの防除実施計画を策定し、農林水産省及び環境省の認定（確認）を受け、現在捕獲を実施しており、令和5年度以降についても引き続き捕獲活動を実施する。 タヌキ・ハクビシンについては、平成28年度以降、実施隊による捕獲活動を実施しており、令和5年度以降も引き続き捕獲活動を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

平成28年度に山元町鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員が対象鳥獣の捕獲を行っている。 しかし、隊員の高齢化が進んでいることから、宮城県猟友会亘理支部と連携・協力しながら、担い手の確保にも努める。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ	実施隊員による捕獲については、日々被害調査を行いながら罠の追加等も検討する。また、捕獲率向上のため、従来の罠（箱・くくり）だけでなく、捕獲能力の高い罠や先進技術を導入した罠等を用いて、捕獲率向上を図る。 また、宮城県が定める狩猟期間においては、町捕獲対策奨励事業を実施し、狩猟期における捕獲を推奨する。

カルガモ・カラス・キジバト・ドバト・ムクドリ・カワウ	被災地域の圃場整備地内で被害が発生していることから、被害が発生してから捕獲ではなく、通年での捕獲が可能になるよう許可の期限を1年間とするなど柔軟な対応を行う。
ニホンザル	住民に対して出没情報の提供を呼びかけるとともに、住民から通報があった場合は、山元町鳥獣被害対策実施隊による早急な捕獲や追い払いを実施する。
ネズミ類	生息区域が農地以外にも生息しているため、ネズミの生息区域調査や生活環境の調査を行い、効率的な対応策を計画する。
アライグマ・タヌキ・ハクビシン	住民からの情報提供に基づき、生息区域を把握し、初期段階における捕獲を徹底する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

イノシシ・ニホンザル捕獲計画

対象鳥獣	捕獲計画数等の設定の考え方		
イノシシ、ニホンザルについては、宮城県特定鳥獣管理計画に基づく山元町特定鳥獣管理事業実施計画との整合を保ち、被害の軽減目標を達成するために必要な捕獲目標により設定する。 なお、捕獲頭数については、狩猟による捕獲は含めないものとする。 (過去の捕獲状況)			
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	79 頭	65 頭	62 頭
カルガモ	45 羽	21 羽	16 羽
カラス	106 羽	102 羽	78 羽
キジバト	3 羽	11 羽	4 羽
ドバト	0 羽	0 羽	0 羽
ニホンザル	1 頭	0 頭	0 頭
ネズミ	未実施	未実施	未実施
アライグマ・タヌキ ・ハクビシン	156 頭	157 頭	121 頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	180 頭	180 頭	180 頭
カルガモ	100 羽	100 羽	100 羽
カラス	200 羽	200 羽	200 羽
キジバト	100 羽	100 羽	100 羽
ドバト	50 羽	50 羽	50 羽
ムクドリ	25 羽	25 羽	25 羽
カワウ	25 羽	25 羽	25 羽
ニホンザル	10 頭	10 頭	10 頭
ネズミ類	500 匹	500 匹	500 匹
アライグマ	100 頭	100 頭	100 頭
タヌキ	150 頭	150 頭	150 頭
ハクビシン	100 頭	100 頭	100 頭

捕獲等の取組内容
山元町鳥獣被害対策実施隊、地元農家、宮城県猟友会亘理支部との連携を強化し、情報の共有化を図り、捕獲場所・捕獲時期・捕獲方法を協議しながら捕獲活動に取り組む。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル所持者無しのため必要なし

(4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣
山元町	アライグマ、ムクドリ、カワウ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対 象 鳥 獣	整 備 内 容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
獣類	侵入防止柵は個別の防除で対応しているため、整備予定なし		

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和 5年度 ～ 令和 7年度	イノシシ	・農家においては、電気柵等による食害防止と、放任果樹の撤去や緩衝地帯の設置により、心理的な出没の抑制を図る生息域管理を実施し、それらの対策を踏まえて捕獲等による個体数調整を図る。
	カルガモ・カラス ・キジバト・ドバト・ムクドリ・カワウ	・カルガモの生息地となっている不作付水田（管理不適切水田）をできる限り解消する。 ・カラス・キジバト・ドバト・ムクドリ・カワウについては、生息地（寝床）や行動範囲を把握し、効率的な捕獲に努める。
	ニホンザル	・ニホンザルが出没した際に、住民においては、市販のロケット花火や行政区長を通じて動物駆逐用煙火による追い払いを行い、町は、住民から通報を受けたら、現地確認等により情報収集を行い、関係機関に連絡して人的被害を未然に防ぐ。
	ネズミ類	・ネズミが嫌う、におい・音等の有効な忌避方法を研究する。 ・殺鼠剤の散布対象農地を拡大し、適正な量を散布するよう指導する。 ・専門家を招いて被害農家向けの講習会を開催し、ネズミの種類や特徴、対策について学び、農産物生産施設内では捕獲用粘着シート等の使用を勧め、自己防衛に努めるよう指導する。
	アライグマ・タヌキ ・ハクビシン	・アライグマ等に関する情報を住民に周知するとともに、個体数が増加する前に捕獲等の対策を講じるなど、初期段階で対応する。

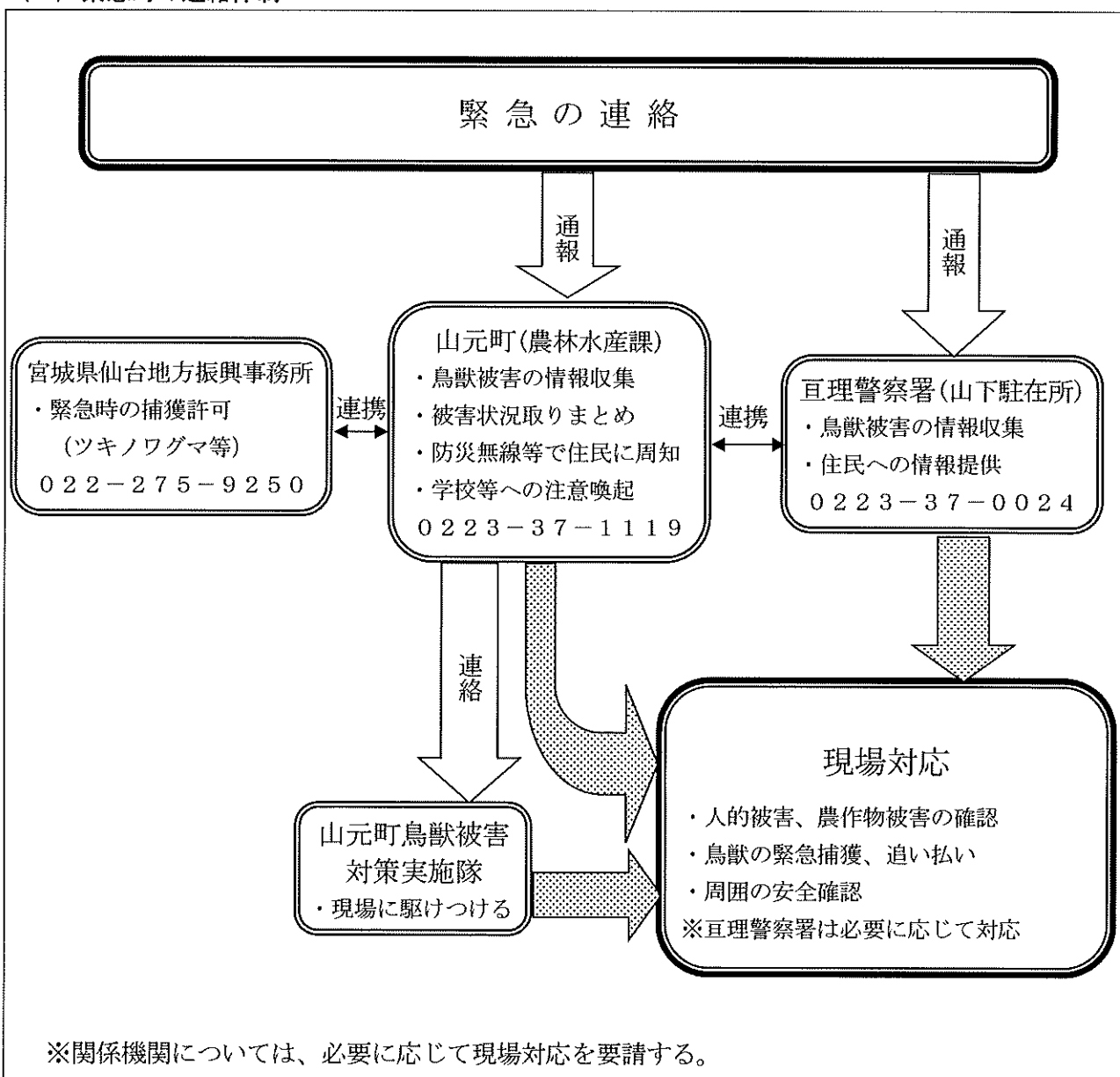
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

関係機関等の名称	役 割	
	平常時	緊急時
山元町 (農林水産課)	鳥獣被害の情報収集を行い、被害状況を取りまとめる。また、常に関係機関と情報を共有し、緊急時に即対応できる体制を構築する。	関係機関に対し情報を提供し、対応を依頼。また、被害が予測される区域の住民に対して、防災無線等で速やかに周知を図る。
山元町鳥獣被害対策実施隊	設置した罠の見回りや、農家からの被害情報の収集を行い、罠を設置し、捕獲や追い払いを実施。	町と共に現場に駆けつけ、捕獲や追い払い等の対応を行う。
亘理警察署	鳥獣の出没情報の収集を行い、町及び住民へ情報提供を行う。	関係機関と連携を取り、二次被害が発生しないよう対応を行う。

※その他、関係機関と適宜連携を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称：山元町農作物有害鳥獣対策協議会	
構成機関の名称	役割
山元町	事務局として会議等を開催し、構成員の情報共有・連携を図るとともに、各事業を中心となって実施する。
山元町鳥獣被害対策実施隊	山元町の非常勤職員として、鳥獣類の被害調査及び町からの捕獲許可に基づき捕獲等を実施する。
みやぎ亘理農業協同組合	組合員に対し、部会等を通じ各種情報の提供及び指導、農作物の被害状況等を収集する。
宮城県農業共済組合県南支所	組合員に対し、部会等を通じ各種情報の提供及び指導、農作物の被害状況等を収集する。
宮城県猟友会亘理支部	有害鳥獣の捕獲及び鳥獣類の生息状況等について、助言・指導を実施する。
自然保護員	狩猟者に対し、野生鳥獣保護の助言と指導等を実施する。

(2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
東北農政局農村振興部農村環境課	農村振興の観点から、被害防止について、制度面での情報提供・指導等を実施する。
宮城県仙台地方振興事務所	農業振興の観点から、有害鳥獣駆除について、複合的な視点での情報提供・指導等を実施する。
宮城県亘理農業改良普及センター	農業振興の観点から、有害鳥獣駆除について、主として技術的な指導を実施する。
亘理警察署	銃刀法等に基づく安全管理指導・助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

山元町鳥獣被害対策実施隊 16名（令和5年4月1日時点予定人数） 【隊構成】 隊長： 1名 副隊長： 1名 隊員： 14名

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲物については、焼却施設での焼却処分とし、捕獲現場に放置しない旨を義務づける。 なお、焼却処分ができない場合は、適切に埋却処分を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

放射性物質の影響により、出荷制限指示等が出ている状況であり、県の放射性物質検査の結果及び食肉の需要等を踏まえ、必要に応じて検討する。
--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関との連携を高め、鳥獣被害の情報収集を行うとともに、被害防止対策について協議を行っていく。
--